

社会福祉法人ユタカ福祉会 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

各事業所は、利用者の居宅や事業所内において、感染症が発生時、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、法人全体で取り組みを推進していきます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策担当者を定め、委員会を設置する等法人全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

①施設内の衛生管理

事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努めます。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的を実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

②感染症対策

日頃から職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し、感染症の流行が見られた場合にはマスクを着用します。また、利用者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策をお願いします。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努めます。

マスクの着用や手指の消毒等感染症対策の協力を依頼し、感染状況によっては面会・外来の制限の対策を取ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（別紙1）」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- ①「発生時の状況把握」
- ②「まん延防止のための措置」
- ③「有症者への対応」
- ④「関係機関との連携」
- ⑤「行政への報告」

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、社会福祉法人ユタカ福祉会感染症対策委員会を設置します。

② 感染症対策委員会の構成員（別紙2）

各事業所の施設長・管理者・リーダー・看護職員・介護職員等とし、法人本部より委員長を選任し感染症対策責任者を兼務します。また、委員は各事業所の感染症対策担当者とします。

③ 感染症対策委員会の開催

委員会は感染症が発生しやすい時期を考慮しながら、概ね6月に1回以上開催します。その他、必要に応じて開催します。

④ 感染症対策委員会の主な役割

- ・ 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ・ 感染症対策に関する職員研修の企画と実施
- ・ 各指針・各マニュアル等の作成
- ・ 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- ・ 利用者の感染症の既往の把握と対応策
- ・ 感染症発生時の対応と報告
- ・ 感染症対策実施状況の把握と評価

⑤ 職員研修の実施

- ・ 定期的な教育・研修を年1回以上実施する。入居施設は年2回以上実施する。
- ・ 新任者に対する感染症対策研修は感染症対策担当者が中心となって実施する。

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

事業所内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(施設長・管理者・リーダー)

- ・ 感染症、食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- ・ 感染症発生時の行政報告
- ・ 感染症発生時の状況把握及び指示

(看護職員)

- ・ 協力病院との連携を図る
- ・ ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ・ 衛生管理、安全管理の指導
- ・ 面会、外来者への指導

- ・ 予防対策への啓発活動
- ・ 早期発見、早期予防の取り組み
- ・ 経過記録の整備
- ・ 職員への教育

(相談員・介護支援専門員)

- ・ 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策強化
- ・ 緊急時連絡体制の整備(行政機関、家族等)
- ・ 発生時及びまん延防止の対応
- ・ 経過記録の整備
- ・ 家族への対応

(栄養士・調理員)

- ・ 食品管理、衛生管理の指導
- ・ 食中毒予防の教育、指導の徹底
- ・ 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ・ 緊急時連絡体制の整備(保健所各関係機関)
- ・ 経過記録の整備

(介護職員・リハ職員)

- ・ 各マニュアルに沿ったケアの確立
- ・ 生活相談員、看護職員、栄養士等との連携
- ・ 利用者の状態把握
- ・ 衛生管理の徹底
- ・ 経過記録の整備
- ・ 備品の整備

6. 感染症・食中毒予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、いつでも閲覧できるように事業所内に掲示及び当法人ホームページにて公表します。

7. その他

本指針や感染症対策に関するマニュアル類等は感染症防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとします。

厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（要約）

1. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2. その他留意事項

ア. 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。

イ. 1の報告を行った施設等においては、その原因の究明に資するため、診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

ウ. 医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるため、留意すること。

3. 対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、老人福祉センター、認知症グループホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、介護医療院

【障がい関係施設】

障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）

障害者支援施設、福祉ホーム、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、盲人ホーム

社会福祉法人ユタカ福祉会 感染症対策委員会

	部署	職種	役職・氏名
委員長	法人本部	看護職	本部長 辰己 悦子 (感染症対策責任者)
副委員	法人本部	理事長	理事長 辰己 祐剛 (感染症対策担当者)
委員	喜連西デイサービス	介護職	施設長 辰己 祐剛 (感染症対策担当者)
委員	和みデイサービス	介護職	管理者 安部 真子 (感染症対策担当者)
委員	小規模多機能型居宅介護施設ゆたか	ケアマネ	管理者 増田 恵子 (感染症対策担当者)
委員	ゆたか訪問介護ステーション (訪問介護・訪問型サービス)	介護職	施設長 田渕 奈緒 (感染症対策担当者)
委員	介護付有料老人ホームゆたか	相談員	施設長 上高 光夫 (感染症対策担当者)
委員	喜連西ケアプランセンター	ケアマネ	管理者 河越 陽子 (感染症対策担当者)
委員	喜連地域包括支援センター	相談員	管理者 松岡 陽介 (感染症対策担当者)
委員	障がい者相談支援センターゆたか	相談員	施設長 田渕 奈緒 (感染症対策担当者)
委員	ゆたか訪問介護ステーション (居宅介護・重度訪問介護)	介護職	施設長 田渕 奈緒 (感染症対策担当者)

※入居施設においては、施設内での感染症対策委員会を主として対応する。

参考文献

令和 5 年 9 月

厚生労働省老健局 介護現場における感染対策の手引き (第 3 版)

附則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

改定 令和 6 年 4 月 1 日 (委員会委員の変更、対象となる関係施設に障がい関係施設追記等)

改定 令和 7 年 4 月 1 日 (参考文献の更新)